

(大塚製薬)

公害防止協定

徳島県及び徳島市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）の両者は、乙が徳島市に設置する工場（以下「工場」という。）の事業活動による公害を防止し、地域住民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、次のとおり協定する。

(公害防止の総則)

- 第1 乙は、公害関係法令を遵守するとともに、公害関係法令に規定する届出施設及び悪臭物質を発生する施設並びにこれらの施設に準ずる施設の新設、増設、改造、除去及び施設の使用目的の変更（以下「施設の変更等」という。）をしようとするときは、事前に当該施設の変更等についての公害防止計画を甲に提出し、その指導を受けなければならない。
- 2 乙は、甲の要請に応じ、前項の公害防止計画について地域住民に説明を実施するものとする。この場合において乙は、必要に応じ、甲に立会を求めることができるものとする。
- 3 乙は、施設の変更等が完了したときは、速やかに甲に報告してその確認を受けなければならない。
- 4 乙は、工場内において公害防止のための組織及び管理機構を確立し、その責任体制を明らかにするものとする。
- 5 乙は、従業員に対し、公害防止に関する教育訓練を計画的に実施して、公害防止に対する積極的な意欲を昂揚するとともに、公害防止のための命令、指示等が速やかに従業員に徹底するように努めるものとする。
- 6 乙は、公害防止に関する対策又は設備等について積極的に改善を行い最高の技術水準のものを設置する等、公害対策について常に最善の措置を講ずるものとする。
- 7 乙は、公害防止施設の補修、点検の励行に努めるとともに、施設の管理に細心の注意を払い、その効率の維持に努めなければならない。
- 8 乙は、甲が実施する公害防止に関する調査、測定、研究及び地域住民の健康の保護等に関する施策に積極的に協力し、甲は、乙が実施する公害防止対策について技術的その他必要な事項について指導するものとする。

なお、甲及び乙が実施した公害防止に関する調査測定結果については、甲において公開するものとする。

大気汚染対策)

2 乙は、大気汚染を防止するため、次のとおり措置するものとする。

1 いおう酸化物について

(1) 新設のばい煙発生施設について

イ いおう酸化物の排出量の低減を図るため、ばい煙発生施設のうち施設番号5および6のボイラーについては、排煙脱硫装置を設置すること。

なお、当該ボイラーに使用する燃料のいおう分は、2.5パーセント以下のものとし、排煙脱硫装置の故障或は点検等による運休対策用として使用する燃料のいおう分は、0.5パーセント以下とし、常時3日分以上備蓄すること。

ロ ばい煙発生施設のうち施設番号7のボイラーについては、いおう分1.0パーセント以下の燃料を使用すること。

(2) 既設のばい煙発生施設について

いおう分が、1.5%以下の燃料を使用し、又は排煙脱流装置を設置すること。

この場合において、排煙脱硫装置を設置したときは、乙の使用燃料については、甲乙協議して定める。

(3) 今後の新增設に係る、ばい煙発生施設のいおう酸化物総排出量等については、甲乙協議して定める。

(4) 煙突から排出されるいおう酸化物の最大着地濃度は、0.015PPm以下とし、かつ当該工場の各煙突から排出されるいおう酸化物の最大着地濃度の合計は0.04PPm以下とする。

ただし、前(1)及び(2)の項に規定する数値は、必要に応じ甲乙協議の上低減するものとする。

(5) 大気汚染防止法第23条に規定する緊急時の場合には、直ちに排煙脱硫処理をしていないばい煙発生施設に係る使用燃料について、次のとおり措置すること。

イ 大気汚染防止法第23条第1項に基づいて協力を求められた場合には、順

次使用燃料を低いおう燃料（常時使用燃料中のいおう含有量の2分の1以下のものをいう。以下同じ。）に切り替え等を実施し、いおう酸化物の排出量の減少を図ること。

ロ 大気汚染防止法第23条第3項に基づく勧告を受けた場合には、いおう酸化物の排出量を50パーセント以下に減少すること。

ハ 同法第23条に規定する緊急時以外の場合においても、気象条件の悪化等により甲が必要と認め要請したときは、前号イに準ずるものとする。

ニ 前イ及びロの号を遂行するため、緊急時対策用として常時2日分以上の低いおう燃料を備蓄すること。

ただし、ばい煙発生施設から排出されるいおう酸化物の総排出量が $10 \text{ Nm}^3/\text{H}$ 未満の場合は（5）の規定は適用しないものとする。

2 有害物質について

(1) 窒素酸化物

イ ばい煙発生施設から発生する窒素酸化物の防止対策に関する調査研究を積極的に実施し、窒素酸化物による公害の未然防止について必要な措置を講ずること。

ロ 窒素酸化物に係る規制基準を県が定めた場合には、その基準以下になるように防止対策を講ずること。

ハ 大気汚染防止法第23条の事態が発生したときは、甲の指示に従い使用燃料の減少を図る等、窒素酸化物の低減について適切な措置を講ずること。

(2) その他の有害物質

イ ばい煙発生施設から発生する有害物質については、防除施設を設置する等、当該物質による公害の未然防止について必要な措置を講ずること。

ロ その他の有害物質に係る規制基準を県が定めた場合には、その基準以下になるように防止対策を講ずること。

ハ 環境におけるその他の有害物質による複合汚染を防止するための調査研究を実施し、当該物質の低減について適切な措置を講ずること。

3 ばいじんについて

(1) ばいじんを発生する施設には、高性能で、かつ、適切な能力を有する集じん装置を設置する等、適切な対策を講ずること。

(2) ばいじん発生施設から排出されるばいじん濃度は、別に県が定める基準以下とすること。

4 粉じんについて

工場内から飛散する粉じんを防止するため、場内車道に舗装を施す等、適切な措置を講ずること。

(水質汚濁防止対策)

第3 乙は、水質汚濁を防止するため、次のとおり措置するものとする。

(1) 工場の操業に伴う排水水について、次の表の排水基準を遵守するほか、排水路の整備を行い降雨時においても排水基準以下となるよう対策を講ずること。

工場排水の排水口における排水基準

項目	COD (PPm)		備 考
	日間 平均	最大	
基準値	20	30	県条例に定める測定方法による。

(2) 増設に伴い排水の量が増加する場合においても、次の汚濁負荷量以下とすること。ただし汚濁負荷量の数値は、必要に応じ甲乙協議の上、低減するものとする。

COD負荷量 190Kg/日

(3) 前号に定める汚濁負荷量の減少を図るため、適切な排水処理施設の増設等を行うこと。

(4) 排水の水量及び汚濁負荷量を減少させるための排水の循環使用並びに排水の水温、脱臭等について積極的に技術開発を行い、処理方法が実用化されたときは、直ちにその対策を講ずることとし、公共用水域への影響の防止に努めること。

(5) 排水口地先底質がヘドロの堆積により汚染され、甲が必要と認めたときは、甲の指示に従い、しゅんせつ等汚濁の除去を行なうこと。

(6) 燃料、原料等の船舶からの搬入については、万全の注意を払い漏油等による公共用水域の汚染を防止するため、最新のオイルフェンス、中和剤及び吸着資材を常備し、適切な措置をとること。

(騒音及び振動対策)

第4 乙は、地域の生活環境を保全するため、次のとおり措置するものとする。

(1) 騒音については、主たる騒音源に対し、適切な防音対策を講ずるとともに、維持管理を適切に行い県の定める規制基準値から5ホンを減じた値を遵守すること。

(2) 瞬間的に発生するボイラーからの蒸気音等についても消音施設を設置する等適切な措置を講ずるとともに、特に夜間の騒音防止について配慮すること。

(3) 工業内における夜間の拡声機の使用について、その音量及び使用回数の制限等その騒音の防止に必要な措置を講じ、地域の静穏の保持に努めること。

(4) 工場の操業に伴う振動については、県の定める振動に関する指導基準以下とすること。

(5) 特殊振動についても最善の努力を払い適切な防止措置を講ずること。

(悪臭対策)

第5 乙は、悪臭を防止するため、次のとおり措置するものとする。

(1) 各製品製造工程、廃棄物焼却炉及び排水処理施設等から発生する悪臭物質（法規制対象物質以外のものを含む。）の漏出及び飛散を防止するため、悪臭発生源の密閉化、排ガス洗滌、活性炭吸着等の適切な処理対策を講ずること。

(2) 悪臭防止技術の開発に不断の努力を傾注し、その具体的内容、進行状況等について定期的に甲に報告すること。

(廃棄物の処理)

第6 乙は、廃棄物の処理について次のとおり措置するものとする。

(1) 事業活動に伴って生じた廃棄物の処理は、環境汚染を生じさせないよう自らの責任において適正に行うほか、甲の指導に従うこと。

(2) 廃棄物の減量化、安定化及び安全化を図るとともに、エネルギー回収、再生利用等による資源化についても積極的に技術開発を行い処理の効率化に努める

こと。

- (3) 廃棄物を処分するまでの間の保管については、法令に規定する基準を遵守するほか、飛散、降雨による流失及び漏出による地下滲透を防止し、また過大な堆積とならないよう配慮し、環境美化に努めること。
- (4) 汚泥のなかで有害物質を含有しないものについては、脱水施設又は焼却施設を用い、含水率85パーセント以下にした後処分すること。
- (5) 廃棄物を自ら工場外へ搬出し、又は廃棄物処理業者に処分させる場合にあっても、できるだけ自社内で脱水、焼却等の中間処理を行い、工場外に搬出するよう努めること。
- (6) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託して処分させる場合にあつては、その委託する処理業者は廃棄物の収集、運搬、又は処分について、許可を受けている者に限るものとするとともに、乙は常にその処理が適正に行われていることを確認しておくこと。
- (7) 廃棄物の海洋投入処分については、原則として実施しないこと。
- (8) 廃棄物の種類ごとにその処理量及び処理方法について、あらかじめ甲に書類を提出し、甲の指示を受けること。なお、処理方法等を変更する場合にあつても、あらかじめ甲に届け出ること。
- (9) 廃棄物の最終処分前の、もえがら、汚泥については、別に定めるところにより有害物質を検査し、その結果を甲に報告すること。

(調査測定)

第7 乙は、環境等の状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、公害パトロール班を編成し、常時工場周辺のパトロールを実施するほか、別紙に定めるところに従い、次の事項について調査測定を実施し、その記録を整備して、毎月甲に提出するものとする。

- (1) 燃料の使用量及び使用燃料中のいおう分。
- (2) 煙道中のいおう酸化物及び窒素酸化物の濃度並びにばいじん量
- (3) 排出水の水温、PH、COD、SS、透視度及び排水量
- (4) 排水口地先公共用水域の水質（その調査項目は、水温、PH、COD、DO、SS及び透視度とする。）及び底質（その調査項目は、総水銀、アルキル水銀、鉛、カドミウム、ヒ素、6価クロム及びヘドロの堆積状況とする。）

(5) 敷地境界線上の騒音

- 2 前項に規定する調査測定を実施する場合においては、同項の(1)の燃料使用量については自記記録計を設置して常に使用状況を明確にし、(2)の煙道中のいおう酸化物濃度測定については、連続自動測定機によるものとし、甲の指示に従い甲が設置する大気汚染監視測定網に連結し、(3)の排出水の調査測定項目のうち新工場についての水温、PH、COD及び排水量の測定については自記連続自動測定機によるものとする。

(消防及び防災)

第8 乙は、危険物、高圧ガスに関する防災対策について、次のとおり措置するものとする。

- (1) 消防法、高圧ガス取締法、その他関係法令に基づく予防規程、保安教育計画、消防計画等の防災業務計画を策定し、甲に報告すること。
- (2) 前号の防災業務計画については、4月1日から翌年3月31日までの職員の保安教育、施設等の保安点検、防災訓練計画及び消防、防災資器材の整備計画並びに前年度のこれらの実施結果について、毎年4月30日までに甲に報告すること。
- (3) 前号の規定により報告した計画を変更する必要があるときは、あらかじめ甲と協議すること。
- (4) 乙は、消防、保安のための施設、資器材等の保有及び点検、整備を厳重に行うこと。
- (5) 乙の施設内において、火災、その他の事故が発生したときは、直ちに甲に通報するとともに、拡大防止のため必要があると認めるときは、関連のある近辺企業に通報し、その応援を要請すること。
- (6) 関連のある他の企業等と、共同防災体制を確立するに当たっては、あらかじめ相互に文書による契約を締結しておくこと。
- (7) 乙の保有する自衛消防組織の編成、夜間の緊急出動方法、勤務時間の配分等に配意し、かつ、その整備充実を図り、災害事故を最小限に阻止するために実効あるよう強化に努力すること。
- (8) 危険物、可燃性高圧ガス等の製造、消費、運搬等に直接従事する責任者、作業員及び関連下請業者に対し、適時、適切な訓練及び指導を実施するとともに、

甲及びその他防災関係機関が実施する保安教育、講習、防災訓練等に積極的に参加し、関係職員等に防災対策の内容を周知するよう努めること。

(公害発生時の措置)

- 第9 乙は、公害発生（乙において無過失の場合を含む。以下同じ。）時において、甲の調査の結果、乙に起因すると認められる公害が発生したときは、直ちにその排除に努める等適切な措置を講ずるとともに、地域住民に周知を行い、再発の防止対策をたてるものとする。
- 2 乙は、公害発生時において、甲の調査の結果、乙に起因すると認められる人の健康被害に係る公害が発生したときは、直ちにその被害者に対し、甲の指示に従い適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、公害発生時において、甲の調査の結果、乙に起因すると認められる公害が発生したときは、乙の責任において誠意をもって被害者に対し、損害の補償を行うものとする。
- 4 甲が、乙に起因する公害が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議してその防止対策をたて、乙はその防止対策の実施にあたるものとする。
- 5 乙は、原因者が特定しない公害が発生したときは、周辺地域に所在する他の企業とともに、その対策等について共同の責を負うものとする。

(操業の短縮及び一時停止)

- 第10 乙は、次の各号に定める場合には、甲の指示により当該施設の操業の短縮又は一時停止を行うものとする。
- 1 第2の1の(1)(2)(4)若しくは(5)、第2の2の(1)のロ若しくはハ、第2の2の(2)のロ、第2の3の(2)、第3の(1)、第3の(2)又は第9の1の規定に違反した場合。
- 2 第4の(1)、第5の(1)又は第6の(1)の規定に違反し、住民の生活環境が損われると認められる場合。
- 3 事故の発生により、人の健康に係る被害が生じ、又は生活環境が損われると認められる場合。

(関連企業に対する責務)

- 第11 乙は、その事業に関する下請事業（この工場内において営み事業又は乙の製品の輸送及び廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業をいう。）を営む者に対

して、この協定の趣旨及び内容に基づき公害、災害及び事故の防止について積極的に教育、指導及び監督を行うとともに、万一、これらの企業の直接乙に係る事業活動に伴って公害（事故に起因する公害を含む。以下第11において同じ。）が発生したときは、乙は責任をもって下請業者とともにその解決にあたるものとする。

なお、原材料の納入業者についても輸送に伴う公害を防止するよう適切な要請をするものとし納入途中において納入輸送者に係る公害が発生したときは、乙は誠意をもって解決のあっせんを行うものとする。

（立入調査）

第12 甲は、公害防止のため必要があると認めるときは、甲の公害担当職員によって工場内に立ち入って調査をすることができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

2 前項の立ち入りの際、地域住民より申出があり甲が必要と認めたときは、甲乙協議の上、地域住民が同行することができる。この場合において、乙は特別な事由がない限り拒むことができないものとする。

（環境保全）

第13 乙は、環境整備計画を策定し、環境の整備体制を確立して工場の整地、清掃及び植樹を行い、常に美観の確保を図る等、地域住民の生活環境の保全に努めるものとする。

2 乙は、前項に規定する環境整備計画を作成する場合にあっては、あらかじめ甲に協議するとともに毎年その実施状況について甲に報告するものとする。当該環境整備計画を変更する場合も、同様とする。

（実施計画）

第14 乙は、この協定に基づく公害防止の実施計画をこの協定の締結後1カ月以内に甲に提出することとし、公害防止対策の具体的実施の方法及び時期については、甲乙協議して覚書を締結する。

（協 議）

第15 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定について疑義若しくは改定を必要とする事項が生じたとき、又はこの協定の実施に関し、必要な事項を定めようとするときは、別に甲乙協議の上、定めるも

のとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、徳島県、徳島市及び大塚製薬株式会社において記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

昭和49年12月 6日

甲 徳島県
徳島県知事 武 市 恭 信

徳島市
徳島市長 山 本 潤 造

乙 大塚製薬株式会社
代表取締役社長 大 塚 正 士

覚 書

徳島県及び徳島市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、昭和49年12月6日に締結した公害防止協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり覚書を締結する。

第1 乙は、協定に定める事項について既に実施済のもの及び本覚書締結後直ちに実施されるものを除き、次のとおり実施するものとする。

第2 協定第2の大気汚染防止対策は、次のとおりとする。

1 第2の1のいおう酸化物について

- (1) 既設のばい煙発生施設に使用するいおう分1.5パーセント以下の燃料の切替えについては、既に実施中であるが、昭和50年3月1日からは全面的に実施すること。
- (2) 新設されるボイラー（Na5及びNa6）に係る排煙脱硫装置は当該ボイラーが設置される時期までに設置すること。
- (3) 新設されるNa7ボイラー及びNa8焼却炉に使用するいおう分1.0パーセント以下の燃料は、当該施設が設置される時期までに確保すること。
- (4) 排煙脱硫装置の故障或は点検等による運休対策用として使用する燃料は新設ボイラー（Na5及びNa6）の使用開始時期までに備蓄すること。

2 第2の3のばいじん対策について

- (1) Na1ボイラーには、マルチサイクロン等の集じん装置を昭和50年8月31日までに設置すること。
- (2) Na7ボイラーに係るマルチサイクロン等の集じん装置は当該ボイラーが設置される時期までに設置すること。
- (3) Na8焼却炉に係るマルチサイクロン等の集じん装置は当該焼却炉が設置される時期までに設置すること。

第3 協定第4の騒音及び振動防止対策は、次のとおりとする。

新工場の建設に伴い、空調用の空気圧縮機、送風機、動力源としてのボイラーについての送風機及び大気汚染を防止するための排煙脱硫装置等が設置されるが、建設工事中及び運転時における防音、防振対策について積極的に検討を

すすめ万全を期すること。

第4 協定第7の調査測定実施時期及び自動測定機器の設置については、別表のとおりとする。

第5 この覚書により実施又は設置したものについては、直ちに甲に報告し、その確認を受けるものとする。

なお、不測の事態等により実施又は設置が1カ月以上遅延する場合はあらかじめ甲にその旨を届出て承認を得るものとする。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

昭和50年2月28日

甲 徳島県
徳島県知事 武 市 恭 信

徳島市
徳島市長 山 本 潤 造

乙 大塚製薬株式会社
代表取締役社長 大 塚 正 士